（別紙様式２）

年　　月　　日

申　請　者　名

しらすうなぎ取引記録表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 購入日 | 入手先 | 入手先の  都道府県名 | 入手数量（kg） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

* しらすうなぎの入手経路をすべて記述すること。
* しらすうなぎの入手経路を示す取引関係書類の写し（具体的には、入荷伝票、納品書、売買契約書など、輸出者が輸出するしらすうなぎを入手した経路を示すことができる書類の写し）を添付すること。

※　各都道府県の漁業調整規則等に基づく「うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可の取扱方針」等により、うなぎ稚魚の自県外への持ち出しが禁止（流通規制）されているものについては、輸出はできません。

現状で採捕地の集荷人から伝票等の写しを全て添付できるのは、東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、宮城県、大阪府程度（その他の県は、県外への持ち出しが禁止されているため。）